

滝川市における「人・農地プラン」について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）第11条第1項に基づき、農業者等の協議が行われたので下記のとおり公表する。

令和5年3月31日

滝川市長 前田 康吉

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
滝川市全域
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
令和5年3月31日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
184 経営体
〔 法人 24 経営体 〕
〔 個人 160 経営体 〕
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はあるが十分ではない。
5. 農地中間管理機構の活用方針
中心となる経営体への円滑な農地集積と耕作放棄地の未然防止を図るため、必要に応じて農地中間管理機構を活用。
6. 地域農業の将来のあり方
取組事項

生産品目の明確化	米を基幹として、畑作物（麦・大豆・なたね）、野菜、花きを中心とした複合経営を引き続き展開する。
複 合 化	土地利用型に加え、高収益作物（施設園芸）などを導入し、経営の複合化に取り組む。
6 次 産 業 化 高 付 加 価 値 化	加工・販売などを加えた6次産業化をはじめ、高品質・ブランド化など高付加価値化に取り組み、所得の向上をはかる。
新規就農の促進	後継者を着実に確保し、滝川農業塾への入塾を促すとともに、農外からの新規参入（施設園芸）・第三者継承により受入し、担い手の育成に努める。